

平成29年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五枝択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たり、適用すべき法令については、平成29年1月1日現在において施行されているものとします。
7. 解答に当たり、地方公共団体の条例については、考慮しないことにします。
8. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科 I (建築計画)

[No. 1] 日本の住宅史に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 書院造りにおいて、接客用の部屋等には、押板、違い棚、付け書院等が設けられた。
2. 貴族の住宅としての寝殿造りは、奈良時代に完成した。
3. 高床形式の住宅は、弥生時代に造られるようになった。
4. 江戸時代の江戸における町家住宅では、防火対策として、屋根には瓦葺、外壁にはしっくい塗りが用いられた。
5. 江戸時代の農家では、田の字形(四間取)の平面形式が普及した。

[No. 2] 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 熱容量 ————— kJ/K
2. 立体角投射率 ————— %
3. 熱伝導率 ————— W/(m²·K)
4. 光束 ————— lm
5. 絶対湿度 ————— kg/kg(DA)

[No. 3] 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 必要換気回数は、必要換気量をその室の床面積で除した値をいう。
2. 相対湿度が同じであれば、温度が低い空気のほうが水蒸気量は少ない。
3. 第2種換気は、室内を正圧に保持できるので、室内への汚染空気の流入を防ぐことができる。
4. PM2.5 とは、粒子状汚染物質のうち、粒径が2.5 μm以下の微細なものをいう。
5. 室内へ流入した空気が、流入口から室内のある点までに達するのに要する平均時間を空気齢という。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 外皮平均熱貫流率 U_A 値は、外皮からの熱損失合計を外皮面積で除したものであり、その数値が小さくなるほど断熱性能が高くなることを表している。
2. 冬期において、暖房室と非暖房室がある場合、一般に、非暖房室は、暖房室に比べて結露を生じやすい。
3. 「木材」、「普通コンクリート」、「静止状態の空気」のうち、熱伝導率が最も小さいものは、「静止状態の空気」である。
4. 熱容量の大きい建築物では、一般に、熱容量の小さい建築物に比べて、暖房開始後の室温上昇は速い。
5. 壁体の内部結露を防止するためには、防湿層を断熱材の室内側に設けることが有効である。

〔No. 5〕 光と色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. マンセル色相環の中心をはさんで相対する2色は、互いに補色の関係にある。
2. フリッカーとは、光の点滅等による細かい明暗変化のことであり、不快感を引き起こす原因となる。
3. 床や壁などの色彩計画において、一般に、色見本よりも実際に施工された大きな面のほうが、明度・彩度ともに高く見える。
4. 光幕反射は、教室の黒板面や光沢のある紙・液晶画面等において生じる。
5. マンセル表色系における明度は、色の反射の度合いを0～10の値で表し、0は完全な白、10は完全な黒である。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 音の大きさに対する聴覚の感度は、一般に、高音域の音より低音域の音のほうが高い。
2. 残響時間は、室容積に比例する。
3. 日本工業規格(JIS)における床衝撃音遮断性能の等級 L_r については、その数値が小さくなるほど床衝撃音の遮断性能が高くなる。
4. 壁の吸音率の算出においては、「壁に吸収される音」と「壁を通過する音」を合わせたものを吸音とする。
5. 1,000 Hzの純音は、250 Hzの純音に対して2オクターブ高い。

〔No. 7〕 気候・気象、地球環境に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量(LCCO₂)は、一般に、建設段階よりも運用段階(使用段階)のほうが大きい。
2. 快晴日における屋外の相対湿度は、一般に、1日のうちで、夜間は低く、日中は高くなる。
3. 風配図において、最も出現頻度の高い風向の風を卓越風と呼び、通風を計画するうえで重要な要素である。
4. 深さ10~100mの地中温度は、一般に、年間を通して温度変化が小さく安定している。
5. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)の評価指標であるBEE(環境効率)は、Q(環境品質)をL(環境負荷)で除することで算出される。

〔No. 8〕 併用住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 動物病院併用住宅の入院室の壁を、防音に配慮したものとした。
2. 美容院併用住宅の髪の毛のセット作業スペースの照度を、1,000 lxとした。
3. 診療所併用住宅の療養病床の個室の内法面積を、4.3 m²とした。
4. 飲食店併用住宅のカウンター内の床の高さを、客席の床より低くした。
5. 事務所併用住宅の事務室の床面積を、10 m²/人とした。

〔No. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 片廊下型やツインコリドール型は、一般に、他の形式に比べて、共用廊下の面積が大きくなりやすい。
2. 中庭を囲む形式の住棟では、中庭をはさむ住戸同士の視線に対する配慮が必要である。
3. 中廊下型は、一般に、住棟を南北軸に配置することが多い。
4. 住戸をセットバックさせながら積層する形式は、斜面地や道路高さ制限等に合わせ後退する場合に用いられることが多い。
5. 階段室型は、一般に、他の形式に比べて、階段から各住戸への動線が長くなりやすい。

〔N o. 10〕 敷地調査等に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 建築物の位置及び高さの基準とするために、ベンチマークを設けた。
2. 上下水道や電気などの引込位置や状況を記録したうえで、自治体等の相談窓口へ出向き、計画する建築物の概要を説明し、敷地状況に関する事前確認を行った。
3. 敷地調査で磁北の方向を測定し、その方向を真北として建築確認申請の設計図書に明示した。
4. 大通りから敷地に至るまでの道路において、工事用の車両の往来が可能か確認した。
5. 低層住宅地において、プライバシー確保のため、隣地の建築物の窓の位置を確認するとともに、計画する建築物の窓を隣地境界線から1 m以上離れた。

〔N o. 11〕 伝統的な木造建築に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 茶室に用いられる色紙窓は、大小二つの窓の中心軸を少しずらして、上下に配した形式のものである。
2. 床柱は、一般に、本床では角柱を用いるが、他の床の間では丸柱を使うこともある。
3. 無目鴨居は、建具を入れず、溝のない鴨居をいう。
4. 踏込み床は、畳寄せの上に床^{がまち}框を置き、内部に床板や床畳を敷き込んだものである。
5. 数寄屋風の座敷においては、長押を設けないことが多い。

〔N o. 12〕 商業建築等の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. スーパーマーケットにおいて、購入品を置くレジカウンターの高さを、床面から70 cmとした。
2. 書店において、商品陳列棚の床面から50 cm以下の部分を、在庫商品のストックスペースとした。
3. レストランにおいて、客席の床面積150 m²に対して、厨房の床面積を、15 m²とした。
4. 銀行において、車椅子使用者に配慮し、記帳などを行う受付カウンターの下部に、高さ65 cm、奥行き45 cmのクリアランスを設けた。
5. 駅において、電車の切符販売窓口のカウンターに並ぶ人の列の長さを、一人当たり50 cmとして計画した。

〔N o. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 4人家族の食事室を、270 cm×270 cmとした。
2. 浴室を、180 cm×180 cmとした。
3. 外開きの玄関扉における玄関の土間を、125 cm(幅)×90 cm(奥行)とした。
4. 洋式大便器を設ける便所を、70 cm(幅)×120 cm(奥行)とした。
5. 小型自動車1台分の車庫を、300 cm(幅)×550 cm(奥行)とした。

〔N o. 14〕 住宅各部の一般的な寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 大人が使用する食卓用椅子の座面の高さ _____ 40 cm
2. 調理台の奥行 _____ 70 cm
3. 玄関扉のレバーハンドルの床面からの高さ _____ 120 cm
4. 浴室内のハンドシャワーの上部フックの床面からの高さ _____ 165 cm
5. 玄関のドア枠(上部)の床面からの高さ _____ 210 cm

〔N o. 15〕 木造住宅の屋根に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 軒先に設ける軒どいの水勾配は、一般に、 $\frac{1}{200}$ 程度とする。
2. 日本瓦葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{4}{10}$ とする。
3. 厚形スレート葺は、一般に、日本瓦と比べて軽量で安価である。
4. 金属板瓦棒葺は、一般に、風のあおりに弱い。
5. 切妻屋根などの棟の一部に設けた小さな立上りをもった小屋根を、越屋根という。

〔N o. 16〕 住宅の開口部に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 片開き回転窓は、片開きの機能と横軸回転の機能が一体となった窓である。
2. ルーバー窓は、ガラス板の角度を調整することにより、通風の機能をもたせた窓である。
3. 引倒し窓は、任意の位置に留めておくことができない。
4. 型板ガラスを使用した窓は、光を拡散するとともに、視線を遮る効果がある。
5. 折畳み戸は、開き戸にすると開閉に不都合が生じる場合に適している。

〔No. 17〕 建築の材料、仕上げに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ALCパネルは、軽量気泡コンクリート製品で、耐火性に優れる。
2. 吹付けスタッコは、吹付けリシンに比べて、表面がより細かい砂壁状になる合成樹脂やセメント系の外壁仕上げである。
3. ポリカーボネート板は、衝撃強度の強いプラスチックの一種で、ガレージの屋根や^{ひきし}庇等に用いられる。
4. 合わせガラスは、割れても破片が飛散しないので、人が衝突する危険性のある店舗の出入口のガラス戸等に用いられる。
5. ジェットバーナー仕上げは、花こう岩等の表面を凹凸に仕上げるもので、玄関等の床の仕上げに用いられる。

〔No. 18〕 高齢者、身体障がい者等に配慮した一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 玄関において、式台を設けなかったので、上がり框^{がまち}の高さを 120 mmとした。
2. 車椅子の 90 度の方向転換を考慮して、直角に曲がる廊下の有効幅を 950 mmとした。
3. 車椅子の使用を考慮して、便所の出入口の有効幅を 850 mmとした。
4. 浴室の浴槽の縁の高さを、洗い場の床面から 400 mmとした。
5. 廊下の手摺^{すり}の高さを、床面から 1,100 mmとした。

〔No. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 排水通気設備 ————— ベントキャップ
2. 電気設備 ————— アウトレットボックス
3. 排水設備 ————— ディスポーザ
4. 給水設備 ————— 封水
5. 冷暖房設備 ————— 成績係数(COP)

〔N o. 20〕 冷暖房設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. タスク・アンビエント空調は、人の居住域に限定して適温にコントロールするので、一般に、省エネルギーを図ることができる。
2. インバータ型のルームエアコンは、圧縮機の回転数の制御によって能力を可変して室温をコントロールする方式である。
3. 空気熱源ヒートポンプ方式によるエアコンの暖房能力は、外気温が低くなるほど低下する。
4. 床暖房の場合の床表面温度は、一般に、 $28^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ が望ましい。
5. 窓面付近のコールドドラフトを防止するためには、放熱器を窓面から離して設置するほうが有効である。

〔N o. 21〕 換気設備等に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 第3種換気は、自然給気と機械排気との併用による換気である。
2. 自然換気は、建築物外部の風速や建築物内外の温度差などを利用するので、常に必要な換気量を確保することができる。
3. 大気中の二酸化炭素濃度が高くなると、室内における人員一人当たりに必要な外気量は増加する。
4. 軸流型吹出し口は、一般に、気流の広がり角が小さく、到達距離が長い。
5. 全般換気は、室内の汚染物質を希釈するため、室内全体の空気を入れ替えるものである。

〔N o. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 水道直結直圧方式は、安定した水圧と水量が確保されるので、使用水量の多い中層建築物に適している。
2. 局所式の給湯方式においては、湯待ち時間を短くするため、一般に、給湯箇所の近くに加熱装置を設置する。
3. 建築物内の排水方式において、汚水と雑排水を分けて排水する場合を分流式という。
4. 住宅用のタンクレス型洋式大便器は、一般に、給水管内の水圧を直接利用し洗浄するので、設置箇所の給水圧を確認する必要がある。
5. 建築物の屋上面などの降雨水は、簡単な処理で水洗便所の洗浄水や散水などの雑用水として利用が可能である。

〔N o. 23〕 照明・電気・防災設備に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 電線やケーブルは、その断面積に比例して許容電流が増える。
2. 廊下や階段等の照明を2箇所のスイッチで点灯・消灯できるようにする場合、3路スイッチが用いられる。
3. LPガス(液化石油ガス)のガス漏れ警報装置の検知器は、天井付近に設ける必要がある。
4. 2階に寝室がある一戸建ての住宅において、階段には、一般に、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置する必要がある。
5. UPSとは、停電時に、コンピュータ用電源等は無停電で電源を供給する装置である。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 給水配管内の流速を2.0 m/s以下に抑えることは、ウォーターハンマの防止に有効である。
2. 雨水立て管は、排水立て管、通気立て管と兼用することができる。
3. 冷房機器のドレン配管は、間接排水とする。
4. 建築物内に設ける管径100 mmの排水横管の最小勾配は、一般に、 $\frac{1}{100}$ とする。
5. 排水管の二重トラップは、破封が生じたり、排水の流れに悪影響を及ぼしたりするので、禁止されている。

〔N o. 25〕 建築設備の省エネルギー・省資源に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 太陽エネルギーの利用方法のうち、太陽光発電装置を用いるものは、パッシブシステムに該当する。
2. HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)とは、住宅内の家電機器、給湯機器や発電設備等をネットワークでつなぎ、設備等の制御やエネルギーの可視化を行う技術である。
3. 光ダクトは、内面を鏡面としたダクトで、採光の困難な部分へ太陽光を導く手法である。
4. アースチューブは、地中温度と外気温度の差を利用することで空調負荷の低減を図る手法である。
5. 燃料電池は、都市ガスなどから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて発電する装置である。

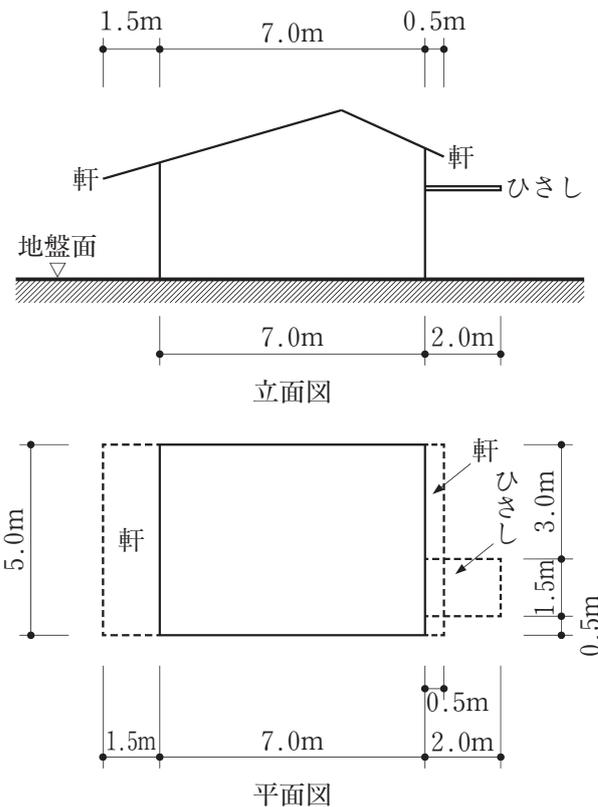
学科II (建築法規)

[No. 1] 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物に関する工事用の図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書は、「設計図書」に該当する。
2. 店舗の売場は、「居室」に該当する。
3. 2階建て住宅の1階において、前面道路の道路中心線から3mの距離にある部分は、「延焼のおそれのある部分」に該当する。
4. 2階建て住宅の土台の過半の修繕は、「大規模の修繕」に該当する。
5. 請負契約によらないで自ら建築物の工事をする者は、「工事施工者」に該当する。

[No. 2] 図のような平家建ての建築物の建築面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

1. 39.00 m²
2. 40.50 m²
3. 43.25 m²
4. 45.00 m²
5. 47.25 m²



〔No. 3〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な区域ではないものとする。)における木造2階建ての一戸建て住宅(同一敷地内にある用途上不可分の関係にある建築物を含む。)に関する次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築物の高さはいずれも9m以下とする。

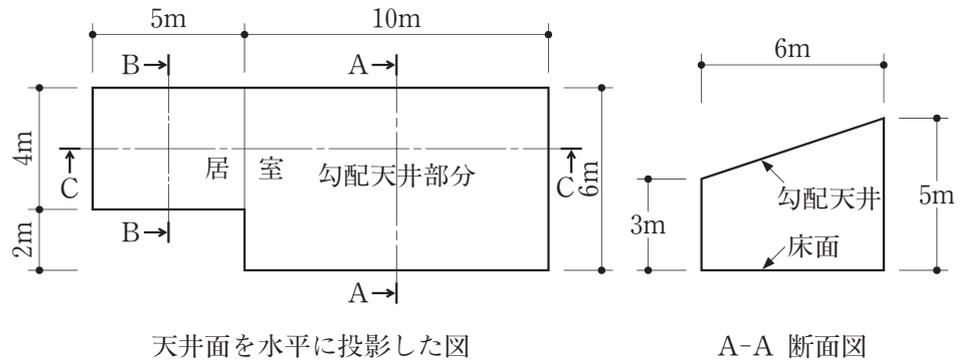
1. 延べ面積120m²の大規模の模様替
2. 延べ面積150m²の移転
3. 床面積11m²の増築
4. 床面積12m²の用途上不可分の関係にある別棟のはなれの**新築**
5. 床面積100m²の改築

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、都道府県知事が指定する確認が不要な区域ではないものとし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 工事を施工するために現場に設ける事務所及び材料置場については、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 建築主は、床面積の合計が10m²を超える建築物を建築しようとする場合、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 都市計画区域内において、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法によらないで築造する建築基準法施行令で定める基準に適合する幅員4mの道は、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けなければならない。
4. 工事施工者は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
5. 特定行政庁によって指定された特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

〔No. 5〕 図のような一様に傾斜した勾配天井部分をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

1. 3.00 m
2. 3.50 m
3. 3.60 m
4. 3.75 m
5. 4.00 m



〔No. 6〕 木造2階建て、延べ面積200 m²の一戸建て住宅における1階から2階に通ずる屋内階段について、「必要な最小限の階段の幅」、「許容される最大限の蹴上げ」及び「必要な最小限の踏面」のそれぞれの寸法の組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

	階段の幅 (必要な最小限の寸法)	蹴上げの寸法 (許容される最大限の寸法)	踏面の寸法 (必要な最小限の寸法)
1.	60 cm	23 cm	15 cm
2.	75 cm	22 cm	21 cm
3.	75 cm	23 cm	15 cm
4.	90 cm	20 cm	24 cm
5.	90 cm	23 cm	15 cm

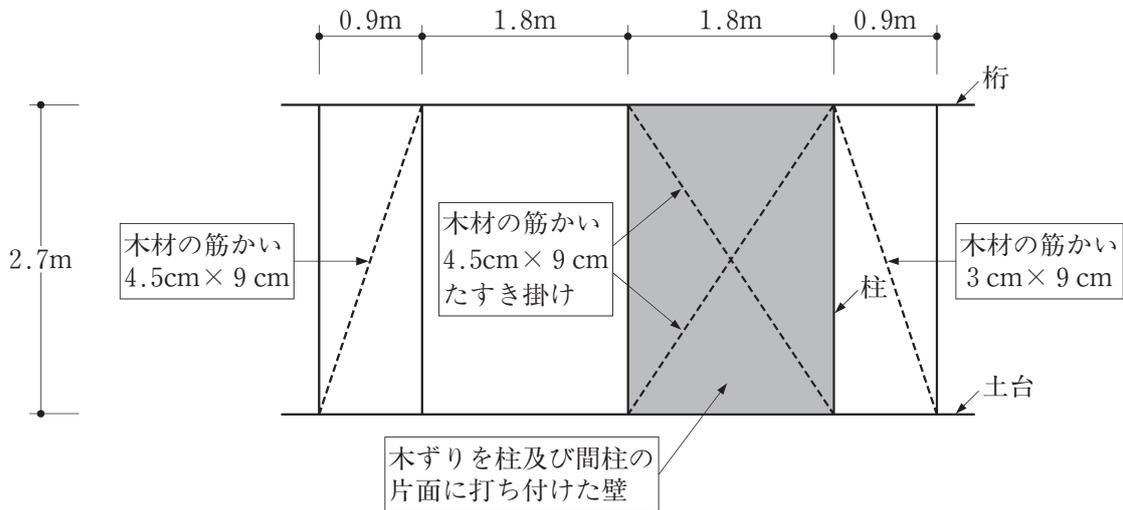
[No. 7] 居室の採光に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った照明設備の設置や有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置は講じられていないものとする。

1. 住宅におけるふすまで仕切られた床面積 13.0 m^2 と 9.5 m^2 の 2 室の居室については、床面積 22.5 m^2 の 1 室とみなして、開口部の採光に有効な部分の面積を算定した。
2. 住宅における居室に設ける開口部で、公園に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定するに当たって、その公園の反対側の境界線を隣地境界線とした。
3. 病院における床面積 47.0 m^2 の入院患者用の娯楽室に、採光に有効な部分の面積 5.0 m^2 の窓を設置した。
4. 住宅における床面積 20.0 m^2 の居室に、採光に有効な部分の面積 3.0 m^2 の窓を設置した。
5. 保育所における床面積 48.0 m^2 の保育室に、採光に有効な部分の面積 10.0 m^2 の窓を設置した。

[No. 8] 住宅の換気又は換気設備等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとし、火を使用する器具は、「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではないものとする。

1. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、住宅の居室に設ける機械換気設備の必要有効換気量を、その居室の容積に 0.5 を乗じて求めた。
2. 木造住宅の基礎をべた基礎としたので、外壁の床下部分の換気孔は、間隔及び面積を、自主的な検討により設けた。
3. 換気設備を設けるべき調理室の換気設備の排気口について、煙突又は排気フードを有する排気筒を設けなかったため、その下端を天井から下方 75 cm の高さの位置に設けた。
4. 住宅の居室には換気上有効な窓を設け、その換気に有効な部分の面積を、その居室の床面積の $\frac{1}{15}$ とした。
5. 延べ面積 80 m^2 の住宅の調理室において、火を使用する器具の発熱量の合計が 7 kW であったため、その調理室の床面積の $\frac{1}{15}$ の有効開口面積を有する換気上有効な窓を設け、その他の換気設備を設けなかった。

〔No. 9〕 木造建築物の構造耐力上必要な軸組の長さを算定する場合において、図のような「木材の筋かいを入れた軸組の部分」並びに「木材の筋かいを入れ、かつ、木ずりを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組の部分」のそれぞれの長さに倍率を乗じて得た長さの合計として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



(注)筋かいの寸法は、厚さ×幅を示す。

	計 算 式	軸組の長さ
1.	$0.9 \times 2 + 1.8 \times (2 + 0.5) + 0.9 \times 1.5$	7.65 m
2.	$0.9 \times 2 + 1.8 \times (1.5 \times 2 + 0.5) + 0.9 \times 1.5$	9.45 m
3.	$0.9 \times 2 + 1.8 \times (2 \times 2) + 0.9 \times 1.5$	10.35 m
4.	$0.9 \times 2 + 1.8 \times (2 \times 2 + 0.5) + 0.9 \times 1.5$	11.25 m
5.	$0.9 \times 2 + 1.8 \times (2 \times 3 + 0.5) + 0.9 \times 1.5$	14.85 m

〔No. 10〕 木造2階建て、延べ面積150 m²の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 1階の柱で、土台を設けない部分については基礎に緊結した。
2. 屋根を金属板でふいたので、1階の柱の小径を、その柱に接着する土台及び梁の相互間の垂直距離に対して、 $\frac{1}{33}$ とした。
3. 基礎に使用した木ぐいを、常水面下にあるようにした。
4. 引張り力を負担する筋かいに、厚さ1.5 cmで幅9 cmの木材を使用した。
5. 木造の外壁は、鉄網モルタル塗としたので、その下地には防水紙を使用した。

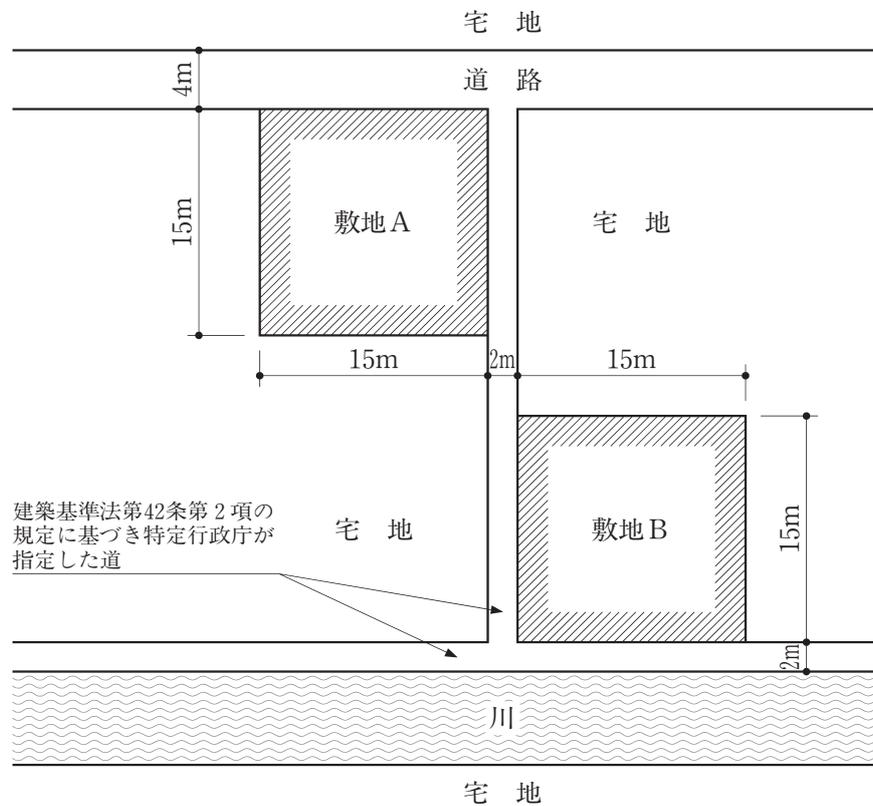
〔No. 11〕 建築物の防火性能に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法による安全性の確認は行わないものとし、防火地域及び準防火地域の指定はなく、また、間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

1. 木造2階建て、延べ面積180 m²の共同住宅を新築する場合、各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
2. 木造2階建て、延べ面積200 m²の旅館を新築する場合、当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、原則として、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
3. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内に、木造平家建て、延べ面積45 m²の自動車車庫を新築する場合、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
4. 1階の一部を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が55 m²)とし、その他の部分を事務所の用途に供する木造2階建ての建築物を新築する場合、自動車車庫の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
5. 平家建て、延べ面積140 m²の自動車車庫を新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。

[No. 12] 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**ただし、建築物は、耐火建築物、準耐火建築物及び特定避難時間倒壊等防止建築物以外の建築物であるものとし、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認については考慮しないものとする。

1. 内装の制限を受ける居室において、天井がない場合には、原則として、壁及び屋根の室内に面する部分の仕上げが、内装の制限の対象となる。
2. 木造 2 階建て、延べ面積 120 m²の一戸建て住宅における 2 階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
3. 木造 2 階建て、延べ面積 120 m²の事務所における 2 階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
4. 木造平家建て、延べ面積 25 m²の自動車車庫は、内装の制限を受ける。
5. 木造 2 階建て、延べ面積 200 m²の共同住宅は、内装の制限を受ける。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地A、Bのそれぞれの敷地面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	敷地Aの敷地面積	敷地Bの敷地面積
1.	195 m ²	182 m ²
2.	210 m ²	182 m ²
3.	210 m ²	210 m ²
4.	225 m ²	196 m ²
5.	225 m ²	210 m ²

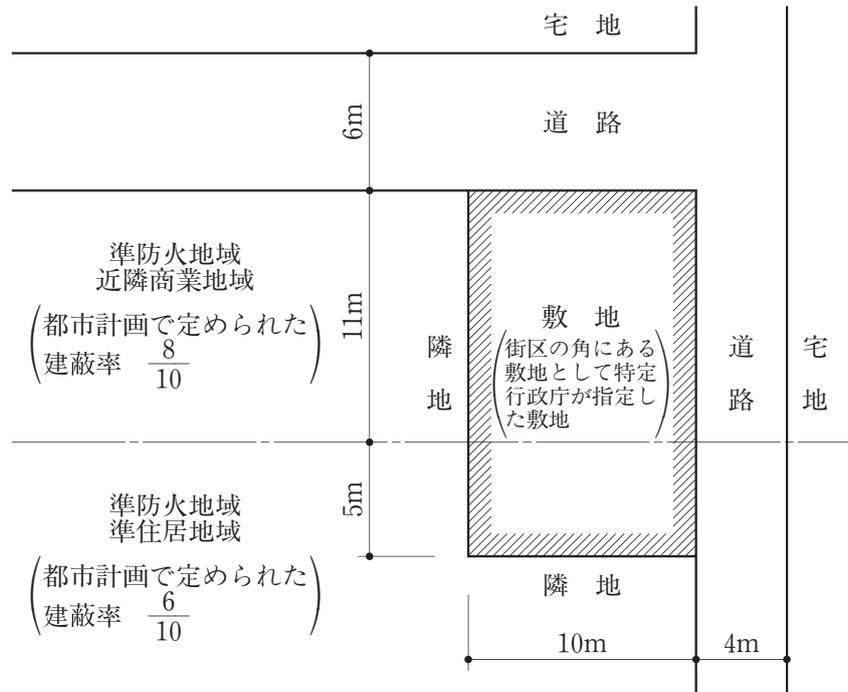
〔N o. 14〕 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けていないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内に、路線バスの停留所の上家は新築することができる。
2. 第二種住居地域内に、平家建て、延べ面積 300 m²の店舗は新築することができる。
3. 準住居地域内に、原動機を使用する魚肉の練製品の製造を営む工場は新築することができない。
4. 近隣商業地域内に、出力の合計が 0.75 kW を超える原動機を使用する塗料の吹付を営む工場は新築することができない。
5. 工業地域内に、延べ面積 200 m²の展示場は新築することができない。

〔N o. 15〕 次の建築物のうち、第二種低層住居専用地域内において、建築基準法上、**新築することができる**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けていないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

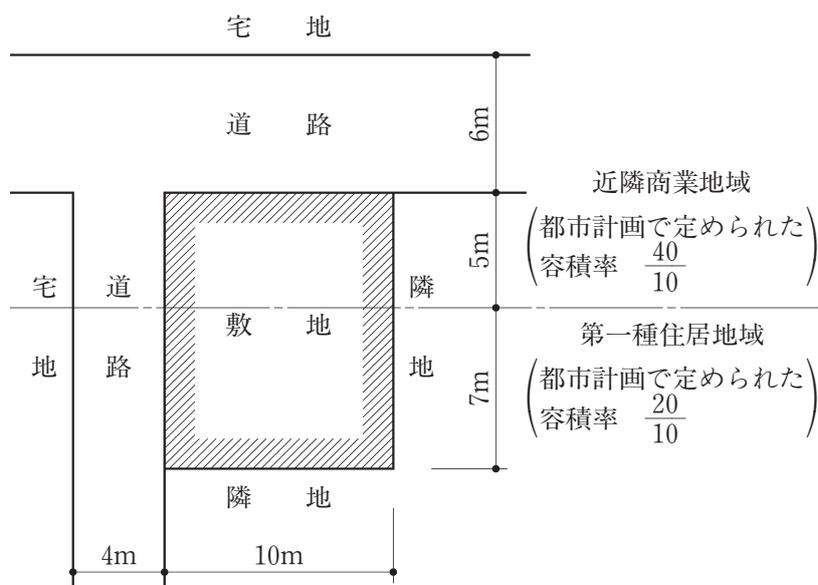
1. 木造 2 階建て、延べ面積 290 m²の図書館
2. 木造 2 階建て、延べ面積 190 m²の学習塾
3. 木造平家建て、延べ面積 170 m²のカラオケボックス
4. 木造平家建て、延べ面積 160 m²の美容院
5. 木造平家建て、延べ面積 150 m²の損害保険代理店

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる木造住宅の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



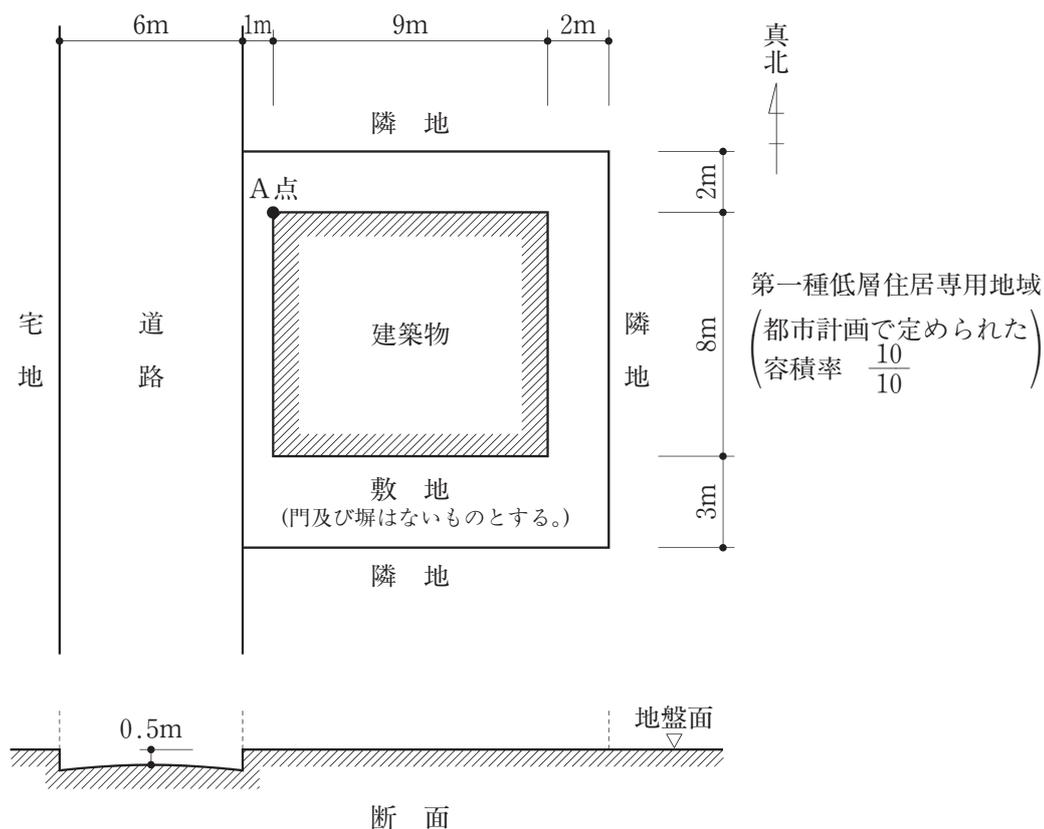
	計 算 式	建築面積の最高限度
1.	$(11 \times 10) \times \frac{8}{10} + (5 \times 10) \times \frac{6}{10}$	118 m ²
2.	$\{(11 + 5) \times 10\} \times \frac{8}{10}$	128 m ²
3.	$(11 \times 10) \times \frac{9}{10} + (5 \times 10) \times \frac{6}{10}$	129 m ²
4.	$(11 \times 10) \times \frac{9}{10} + (5 \times 10) \times \frac{7}{10}$	134 m ²
5.	$\{(11 + 5) \times 10\} \times \frac{9}{10}$	144 m ²

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる店舗の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	計 算 式	延べ面積の最高限度
1.	$(5 \times 10) \times \left(4 \times \frac{6}{10}\right) + (7 \times 10) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right)$	232 m ²
2.	$(5 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right) + (7 \times 10) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right)$	292 m ²
3.	$(5 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right) + (7 \times 10) \times \frac{20}{10}$	320 m ²
4.	$(5 \times 10) \times \frac{40}{10} + (7 \times 10) \times \frac{20}{10}$	340 m ²
5.	$(5 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right) + (7 \times 10) \times \left(6 \times \frac{4}{10}\right)$	348 m ²

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より0.5m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$2 \times 1.25 + 5 - 0.5$	7.00 m
2.	$2 \times 1.25 + 5$	7.50 m
3.	$(6 + 1) \times 1.25 - 0.5$	8.25 m
4.	$(1 + 6 + 1) \times 1.25 - 0.5$	9.50 m
5.	$(1 + 6 + 1) \times 1.25$	10.00 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準防火地域内の木造建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
2. 防火地域内において、平家建て、延べ面積 60 m²の附属建築物は、外壁及び軒裏を防火構造とすれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
3. 防火地域内において、建築物の屋上に設ける看板は、看板の規模にかかわらず、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
4. 防火地域又は準防火地域内の一戸建て住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの及び屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
5. 防火地域内において、2階建て、延べ面積 110 m²の一戸建て住宅を新築する場合、耐火建築物としなければならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 確認済証の交付を受けた後でなければすることができない建築物の新築の工事を、確認済証の交付を受けないでした工事施工者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
2. 木造2階建て、延べ面積250㎡の共同住宅を新築する場合、当該建築主は、完了検査の検査済証の交付を受ける前に、建築主事又は指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
3. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。
4. 建築協定は、認可の公告のあった日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等になった者に対しても、原則として、その効力がある。
5. 道路に2m以上接していない都市計画区域内の敷地において、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物等で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、建築することができる。

〔No. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、その旨を、免許を受けた都道府県知事、変更前の住所地の都道府県知事及び変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
2. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されていない限り、建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定の業務(木造の建築物に関する業務に限る。)を行うことができる。
3. 木造建築士は、他の木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、原則として、当該木造建築士の承諾を得なければならない。
4. 都道府県知事は、木造建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求めることができる。
5. 免許を受けた都道府県と区域を異にした住所地において死亡した木造建築士については、その相続人が、その旨を、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

[No. 22] 木造建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、正しいものはどれか。

1. 木造建築士事務所の開設者は、木造建築士事務所に属する木造建築士の氏名について婚姻により変更があったときは、30日以内に、その旨を登録をした都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
2. 木造建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合でも、延べ面積にかかわらず、委託を受けた設計の業務を、一括して他の木造建築士事務所の開設者に委託してはならない。
3. 木造建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、当該建築士事務所に所属する木造建築士に設計受託契約の内容及びその履行に関する事項について、口頭での説明をさせることにより、書面の交付を省略することができる。
4. 木造建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を締結したときは、書面の交付に代えて、委託者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法等により通知することができる。
5. 木造建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書を毎事業年度経過後6月以内に登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

[No. 23] 法律とその目的に含まれる事項との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

	法 律	目的に含まれる事項
1.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境の保全及び公衆衛生の向上
2.	宅地建物取引業法	購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化
3.	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理
4.	労働安全衛生法	職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進
5.	建設業法	建設業者の保護及び建設業の健全な発達の促進

[No. 24] 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 「風致地区」は、都市の風致を維持するため定める地区である。
2. 「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域である。
3. 「近隣商業地域」は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域である。
4. 「高度地区」は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の抑制を図るため、建築物の高さの最高限度を定める地区である。
5. 「防火地域又は準防火地域」は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域である。

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「宅地造成等規制法」上、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、工事施行者は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、所定の担保の責任を負う。
3. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、「耐震改修」には、地震に対する安全性の向上を目的とした、建築物の一部の除却も含まれる。
4. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする住宅の維持保全の期間は、建築後30年以上でなければならない。
5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、共同住宅の建築をしようとするときは、当該共同住宅を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

